

内閣府による支援施策について

令和8年2月2日(月)



内閣府 民間資金等活用事業推進室

企画官 山口 陽

PPP/PFIの必要性

厳しい社会環境

①生産年齢人口の減少

⇒ 財政状況のひっ迫、行政職員の減少

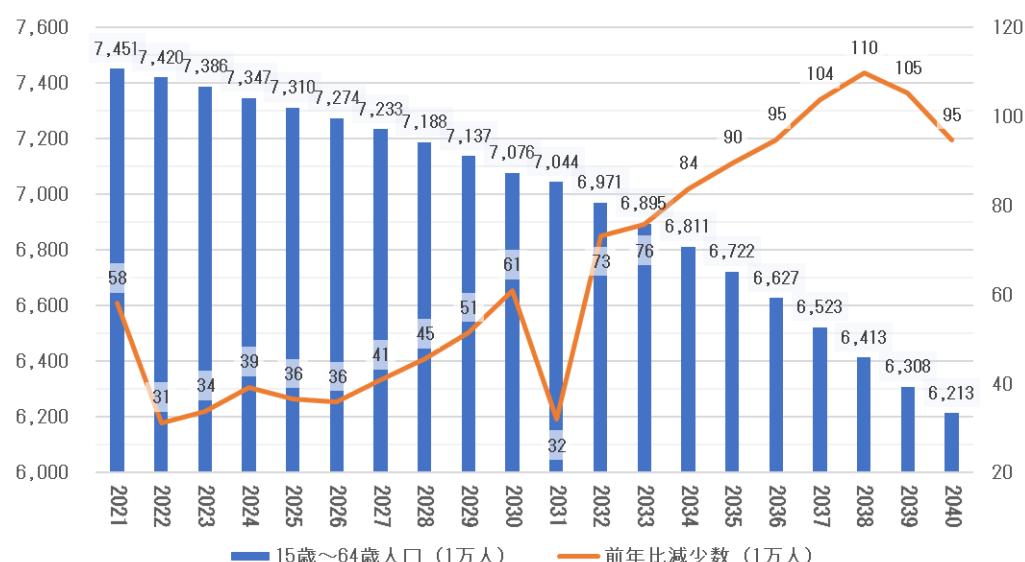


②公共施設の老朽化

⇒ 改修需要の増大

日本の生産年齢人口(15~64歳)は、20年間で1,200万人減少し、1年当たりの減少ペースは、2030年までの10年間は平均43万人、2030年以降の10年間は平均86万人と、倍速になる見込み。

生産年齢人口の推計

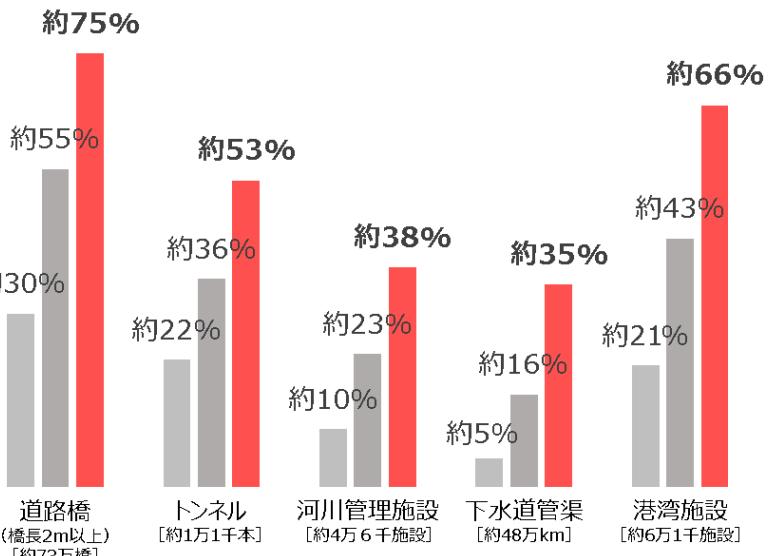


出典：国立社会保障・人口問題研究所資料を基に作成

高度経済成長期に集中的に整備された公共施設が一斉に更新時期を迎えていく。

建設後50年以上経過する施設の割合

■ 2020年3月 ■ 2030年3月 ■ 2040年3月



出典：国土交通省総合政策局資料

地域のにぎわい創出、
老朽化や防災等の
地域課題に対応

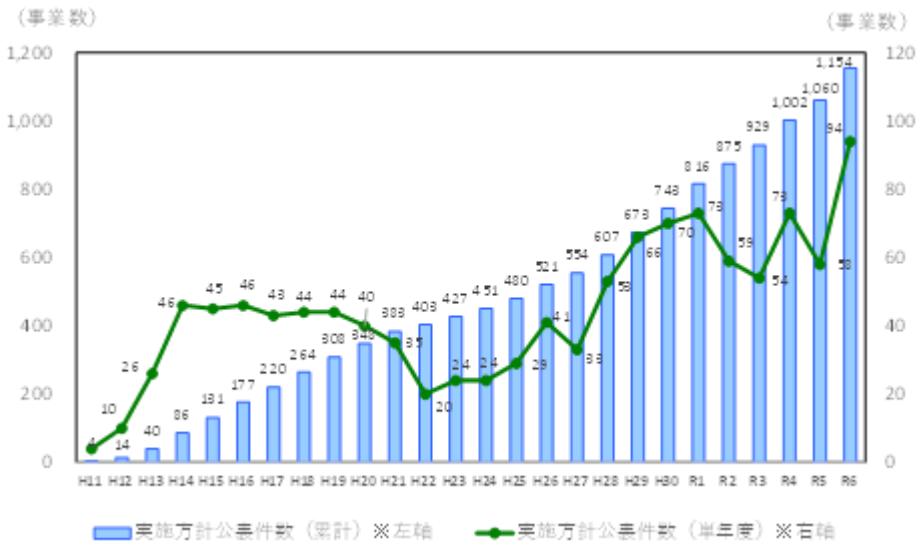
- ・行政 : 従来型発注と比較して事務負担や事業費の削減・平準化が可能
- ・住民・利用者 : 民間のノウハウ・創意工夫・迅速な対応による公共サービスの向上
- ・民間事業者 : 長期・安定的な契約による担い手の確保や優れた人材の育成、
ビジネス機会の拡大等を通じた利益の創出や地域貢献

三方よし

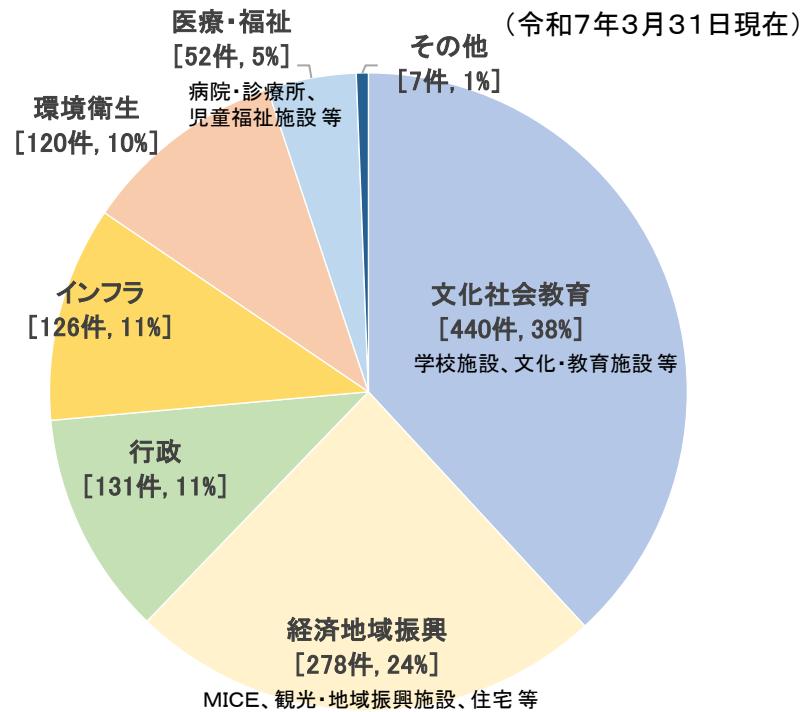
PFI事業の概況

PFI事業数の推移

(令和7年3月31日現在)



分野別内訳



(注)事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以後に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

PPP／PFI推進に活用できる支援制度

1) 地域プラットフォーム形成・運営支援

支援内容: 地域プラットフォームの形成や運営を支援

支援対象: 地域プラットフォームの継続的な取組実施を通じてPPP/PFI案件形成を目指す地方公共団体等

支援方法: 内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、年間を通して支援

地域におけるPPP/PFI促進環境

2) 優先的検討規程運用支援

支援内容: 優先的検討規程の策定や運用を支援

支援対象: 優先的検討規程の策定や運営の改善を図ろうとする地方公共団体

支援方法: 内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、年間を通して支援

PPP/PFI手法導入の優先的検討

地域課題
検討
事業発案

基本
構想

基本
計画

導入可能性調査

PPP/PFI手続
(PFI法に基づく手続)

事業
実施

事業の段階

3) 高度専門家による課題検討支援

支援内容: 公共施設等運営事業等の課題解決
方策の検討を支援

支援対象: 公共施設等運営事業等を実施予定
の地方公共団体等

支援方法: 内閣府が契約したコンサルタントを
複数回派遣し、年間を通して支援

5) 民間資金等活用事業調査費補助金

支援内容: 導入可能性調査等の実施を補助金により支援

支援対象: 公共施設等運営事業等を実施予定の地方公共団体

支援方法: 原則 10,000 千円上限。都道府県及び政令指定都市は、
公共施設等運営事業及び広域型PPP/PFI事業に関するも
のを除き、補助率を 1/2、原則 5,000 千円上限として支援

6) PPP/PFI専門家派遣制度

支援内容: 専門家による講演、基礎的内容や具体的な案件に関する助言

支援対象: PPP/PFIに取り組む地方公共団体等

支援方法: 内閣府が委嘱したコンサルタント又は地方公共団体職員を
半日程度派遣。複数回の派遣も可能

4) 協定プラットフォームに参画する地方公共団体の事業化支援

支援内容: マーケットサウンディング実施や簡易検討(簡易VFM作成など)を支援

支援対象: 協定プラットフォームに参画する地方公共団体

支援方法: 内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、年間を通して支援

地域プラットフォーム

- 地域の行政、金融機関、企業、大学等の関係者が集い、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話等の情報交換の場となる「**地域プラットフォーム**」を設置
 - ⇒ 地域の関係者の**PPP/PFIに対する理解度の向上**
 - ⇒ 地域の多様な事業分野の民間事業者の**企画力・提案力・事業推進力の向上**や**その能力を活用した案件の形成を促進**

地域プラットフォームの機能

➤ 普及啓発・人材育成機能

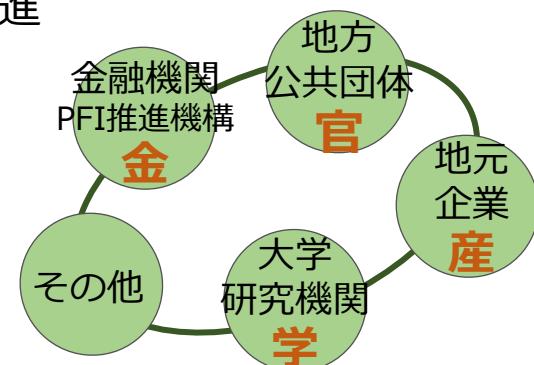
- ・ PPP/PFIの基礎的な内容や事例研究等について**セミナーを開催**
- ・ 自治体職員に対し、具体的な案件形成ができる**人材育成**を推進

➤ 情報発信・官民対話機能

- ・ 具体のPPP/PFI候補案件について、**行政からの情報提供のうえ官民対話等を実施**、事業化に向け次段階へ推進
- ・ 案件の市場性の有無、事業のアイデア
- ・ 民間事業者の参入意向や参入条件 等の意見聴取

➤ 交流機能

- ・ 地元企業によるコンソーシアム組成を容易にする**異業種間のネットワークの構築**



内閣府、国土交通省で地域プラットフォームの形成、運用を支援

PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度

募集期間:令和8年1月8日～2月27日正午

概要

内閣府及び国土交通省は、地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、地域の産官学金が集まって、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援

支援内容

■ 対象となる地域プラットフォーム

○ 要件

- ・代表者に地方公共団体(都道府県、政令指定都市等)が含まれる
- ・代表者と同一の都道府県内の地方公共団体、金融機関、民間事業者等から、構成団体としての参加の希望があったときには、原則としてこれを認める 等

○ 次に掲げる機会を年1回以上提供

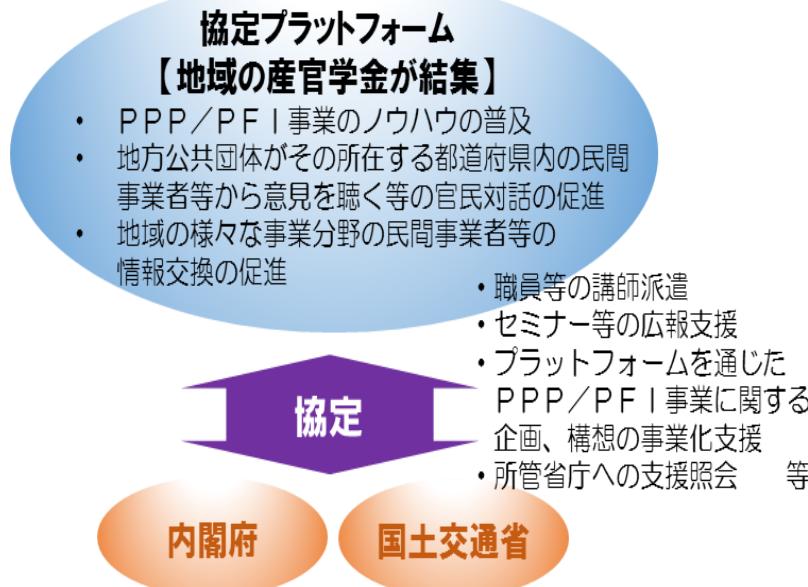
- ・参加者のPPP/PFI事業のノウハウ習得の機会
- ・地方公共団体がその所在する都道府県内の民間事業者等から意見を聞く等の官民対話の機会
- ・地域の様々な事業分野の民間事業者等の情報交換の機会

■ 支援内容

○ 関係省庁の職員及び専門家を講師として派遣

○ 地方公共団体が協定プラットフォームを通じて検討しているPPP/PFI事業に関する企画・構想の事業化を支援 等

【協定プラットフォームイメージ】



全国のPPP／PFI地域プラットフォーム

○PPP/PFI地域プラットフォームとは、地域の行政、金融機関、企業、大学等の関係者が集い、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話等の情報交換の場である。

○協定を結んでいないPPP/PFI地域プラットフォームを含めると、**全国で53のPPP/PFI地域プラットフォームが設置されている。**

No.	地域プラットフォーム協定先	No.	地域プラットフォーム協定先	No.	地域プラットフォーム協定先
1	川崎市PPPプラットフォーム	19	熊本市公民連携プラットフォーム	37	ふくしまPPP/PFI地域プラットフォーム
2	横須賀PPP/PFI地域プラットフォーム	20	宮崎県・地域PPPプラットフォーム	38	埼玉県PPP/PFI地域プラットフォーム
3	とやま地域プラットフォーム	21	沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム	39	千葉県PPP/PFI地域プラットフォーム
4	いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム	22	やまなしPPP/PFI地域プラットフォーム	40	長野県PPP/PFI地域プラットフォーム
5	ふくい地域プラットフォーム	23	静岡県官民連携実践塾	41	奈良県PPP/PFI地域プラットフォーム
6	ぎふPPP/PFI推進フォーラム	24	佐世保PPPプラットフォーム	42	島根県PPP/PFI地域連携プラットフォーム
7	静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム	25	おおいたPPP/PFI地域プラットフォーム	No.	地域プラットフォーム非協定先
8	みえ公民連携共創プラットフォーム	26	あおもり公民連携事業研究会	A	習志野市公共施設再生プラットフォーム
9	淡海公民連携研究フォーラム	27	かがわPPP/PFI地域プラットフォーム	B	浜松市官民連携地域プラットフォーム
10	京都府公民連携プラットフォーム	28	あきた公民連携地域プラットフォーム	C	神戸市産官学金連携フォーラム
11	和歌山県官民連携プラットフォーム	29	群馬県PPP/PFIプラットフォーム	D	岡山PPP交流広場
12	鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム	30	横浜PPPプラットフォーム	E	福岡PPPプラットフォーム
13	広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム	31	福山市公民連携事業推進プラットフォーム	F	もりおかPPPプラットフォーム
14	山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	32	愛媛PPP/PFI地域プラットフォーム	G	相模原市PPP/PFI地域プラットフォーム
15	徳島県PPP/PFIプラットフォーム	33	宇都宮PPP/PFI地域プラットフォーム	H	たま公民連携PPP・PFIプラットフォーム
16	高知県PPP/PFI県域連携プラットフォーム	34	にいがたPPP/PFI研究フォーラム	I	泉州地域PPP/PFIプラットフォーム
17	北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	35	岡崎市SDGs公民連携プラットフォーム	J	みやぎ広域PPPプラットフォーム
18	長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム	36	鹿児島県PPP/PFI地域プラットフォーム	K	九州FG PPP/PFIプラットフォーム

(注1) 協定を結んでいないPPP/PFI地域プラットフォームについては、内閣府が把握しているもの。

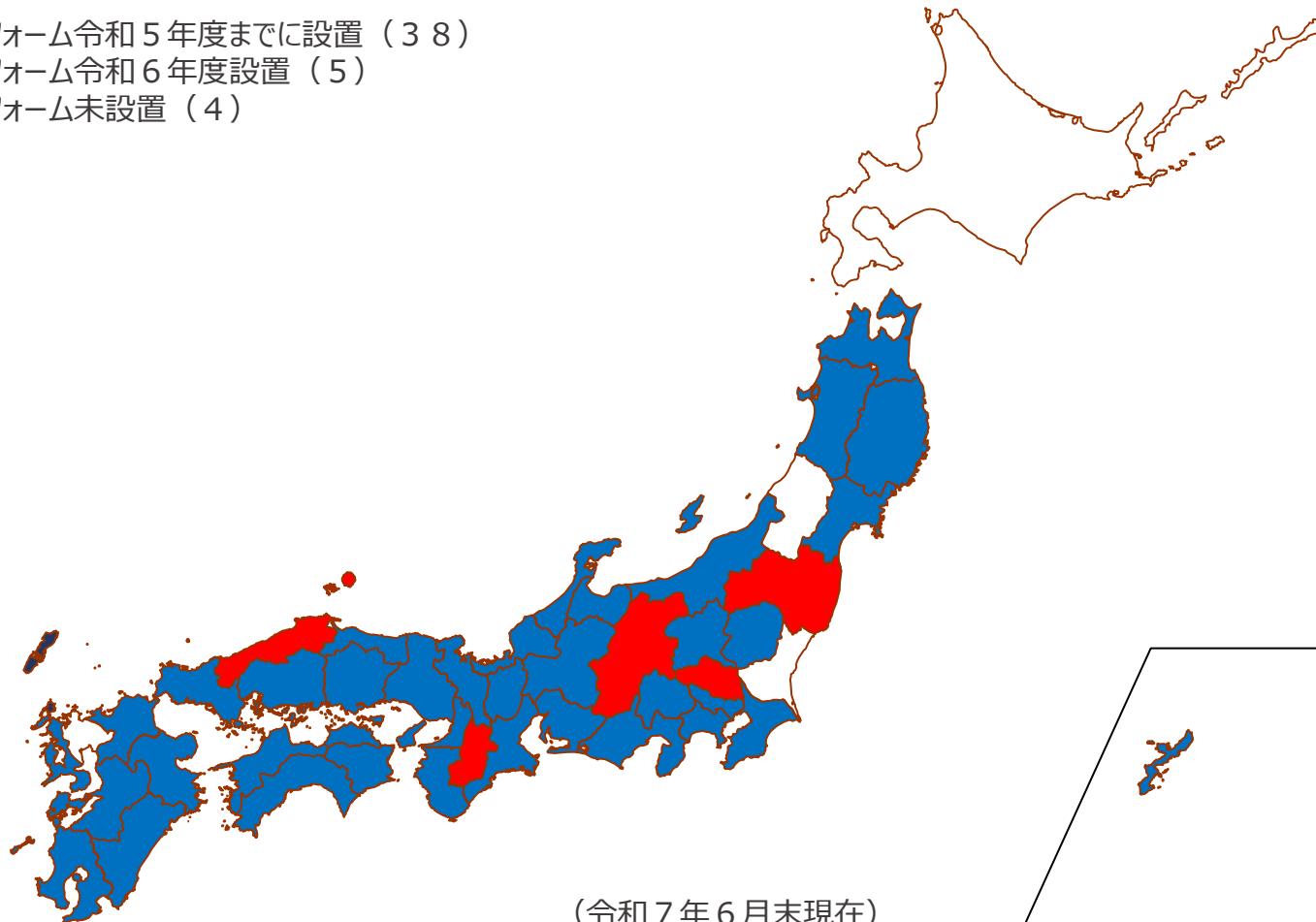
(令和7年4月1日現在)

PPP／PFI地域プラットフォームの設置状況

○PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）において、令和8年度までに地域プラットフォームの全都道府県への展開を図ることとしている。
○都道府県別の地域プラットフォームの設置状況は、設置済みが43都府県、未設置が4道県であり、地域プラットフォームの設置率は、91.5%である。（令和7年3月末現在）

凡例

- 地域プラットフォーム令和5年度までに設置（38）
- 地域プラットフォーム令和6年度設置（5）
- 地域プラットフォーム未設置（4）



地域プラットフォーム形成・運営支援

募集期間※: 令和8年1月8日～2月27日正午

※ 本募集は、令和8年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続を行うものです。したがって、国会における令和8年度予算成立が事業実施の条件となりますので、国会における予算審議の状況によっては、事業内容の変更等があり得ることをあらかじめ御了承ください。

概要

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場(地域プラットフォーム)の形成に向けた支援や、地域プラットフォーム設置後の運営課題の解決に向けた支援を実施

支援内容

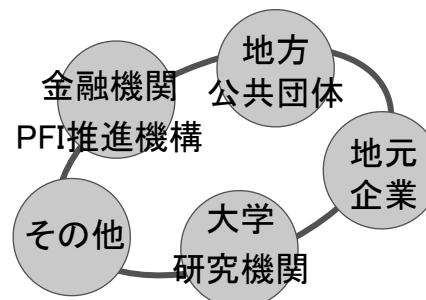
■ 支援対象

【形成支援型】

地域プラットフォームの継続的・安定的な取組実施を通じて、多様なPPP/PFI案件の形成を目指す地方公共団体等

【運営課題解決型】

継続的・安定的な運営に明確な課題があり、本支援を受ける合意形成が図られている地域プラットフォーム



【地域プラットフォームイメージ】

■ 具体的な支援事項(例)

【形成支援型】

○コンサルタントを派遣し、地域プラットフォームの計画・設置から支援終了後の進め方の検討までを支援

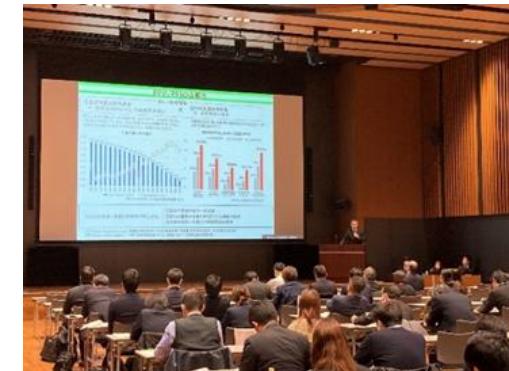
- ・構成員の決定、活動計画策定の支援
- ・セミナー等の開催準備、企画立案、運営の支援
- ・支援終了後の継続的な運営体制構築や運営方法について助言 等

【運営課題解決型】

○コンサルタントを派遣し、地域プラットフォームの運営課題の解決策の検討・実施を支援

- ・運営課題の解決策の検討に参考となる情報提供や助言
- ・解決策の実施のために必要な関係者との調整、資料作成、セミナー・官民対話等の運営補助 等

これまでの支援事例



セミナーの開催
(千葉県PPP/PFI 地域プラットフォーム:
令和5年度支援)



オープン型サウンディングの開催
(鹿児島県PPP/PFI地域プラットフォーム:
令和5年度支援)

優先的検討規程とは

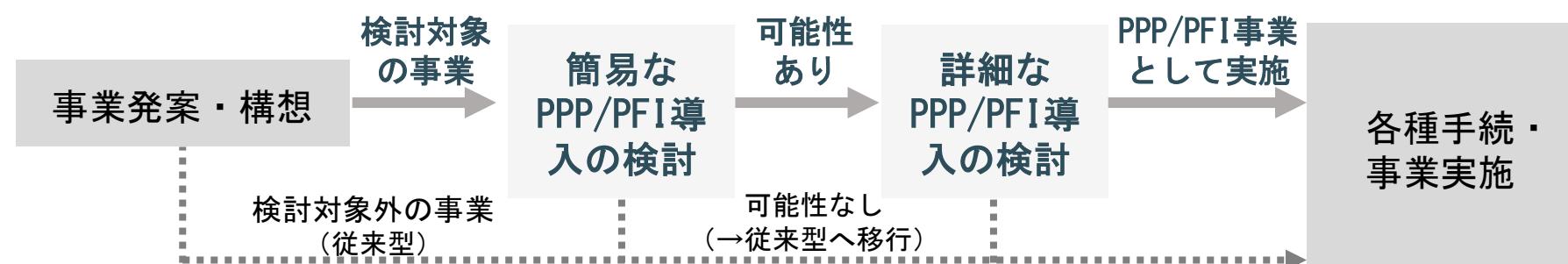
「優先的検討規程」とは、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、従来型手法に優先して検討することを定める規程

- 地方公共団体等が、国が定める「優先的検討指針」に基づいて策定
※対象事業の基準（事業規模等）や検討の手続など、地方公共団体等の状況を踏まえて独自に規定
- 対象となる事業について、従来手法よりも効率的・効果的な実施手法（PPP/PFI等）がないか検討することを原則と定めるルール
- PPP/PFIの導入効果を簡易的に検討する方法や、具体的な手續をまとめたガイドライン

従来の検討



優先的検討



多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針の改定の概要

地方公共団体におけるPPP/PFI事業の実施状況や優先的検討規程の策定状況等を踏まえ、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針（令和3年改定版。以下「優先的検討指針」という。）について、（1）優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の対象を拡大、（2）分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進及び（3）地域人材の育成、地域資源の活用、地域企業の参画・取引拡大・雇用機会創出、にぎわい創出、カーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素化、防災・減災など地域経済・社会に対し公共サービス水準の向上、経済的価値の向上及び社会的価値の向上の観点から民間事業者が創出する多様な効果（以下単に「多様な効果」という。）の評価の促進に関する事項を追記するとともに、（4）対象事業の基準の柔軟な設定を可能とすることで、PPP/PFIの更なる推進を図る。

（1）優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の対象を拡大

優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の人口について「10万人以上」を「5万人以上」とすることで、地方公共団体におけるPPP/PFIの更なる導入促進を図る。

（2）分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進

優先的検討の開始時期において分野横断型・広域型PPP/PFIの検討を促進することを追記することで、分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進を図る。

（3）多様な効果の評価の促進

優先的検討における簡易な検討及び詳細な検討の評価基準に多様な効果の評価を促進することを追記することで、PPP/PFIの更なる導入促進を図る。

（4）対象事業の基準の柔軟な設定

優先的検討の対象事業の基準が「事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業又は単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業」とされているところ、事業規模が当該基準を下回る公共施設整備事業を行う場合に柔軟に設定できるよう修正することで、PPP/PFIの更なる導入促進を図る。

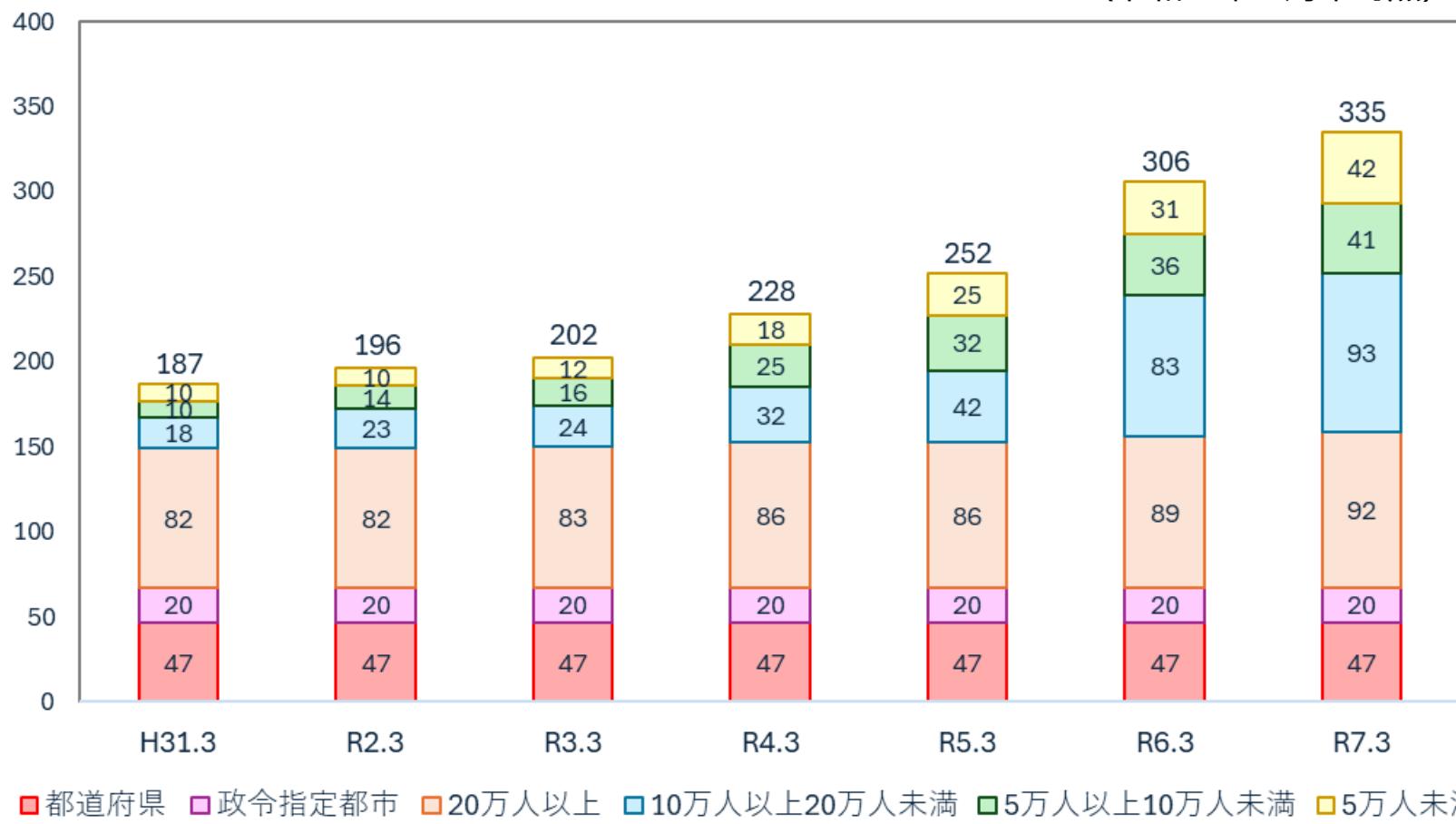
※参考：改定内容とその理由

番号	改定内容	改定する理由
(1)	優先的検討規程の策定及び運用が求められる地方公共団体の対象を拡大	・人口10万人未満の地方公共団体におけるPFI事業の増加 ・優先的検討規程を策定している人口10万人未満の地方公共団体の増加
(2)	分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進	・分野横断型・広域型PPP/PFIの形成促進（アクションプラン） ・分野横断型・広域型の案件形成（骨太の方針2024）
(3)	多様な効果の評価の促進	・コストカット型経済からの脱却（アクションプラン）
(4)	対象事業の基準の柔軟な設定	・コストカット型経済からの脱却（アクションプラン） ・スマートコンセッションの普及・促進（骨太の方針2024）

(参考)地方公共団体における優先的検討規程の策定状況の推移

[団体数]

(令和7年3月末時点)



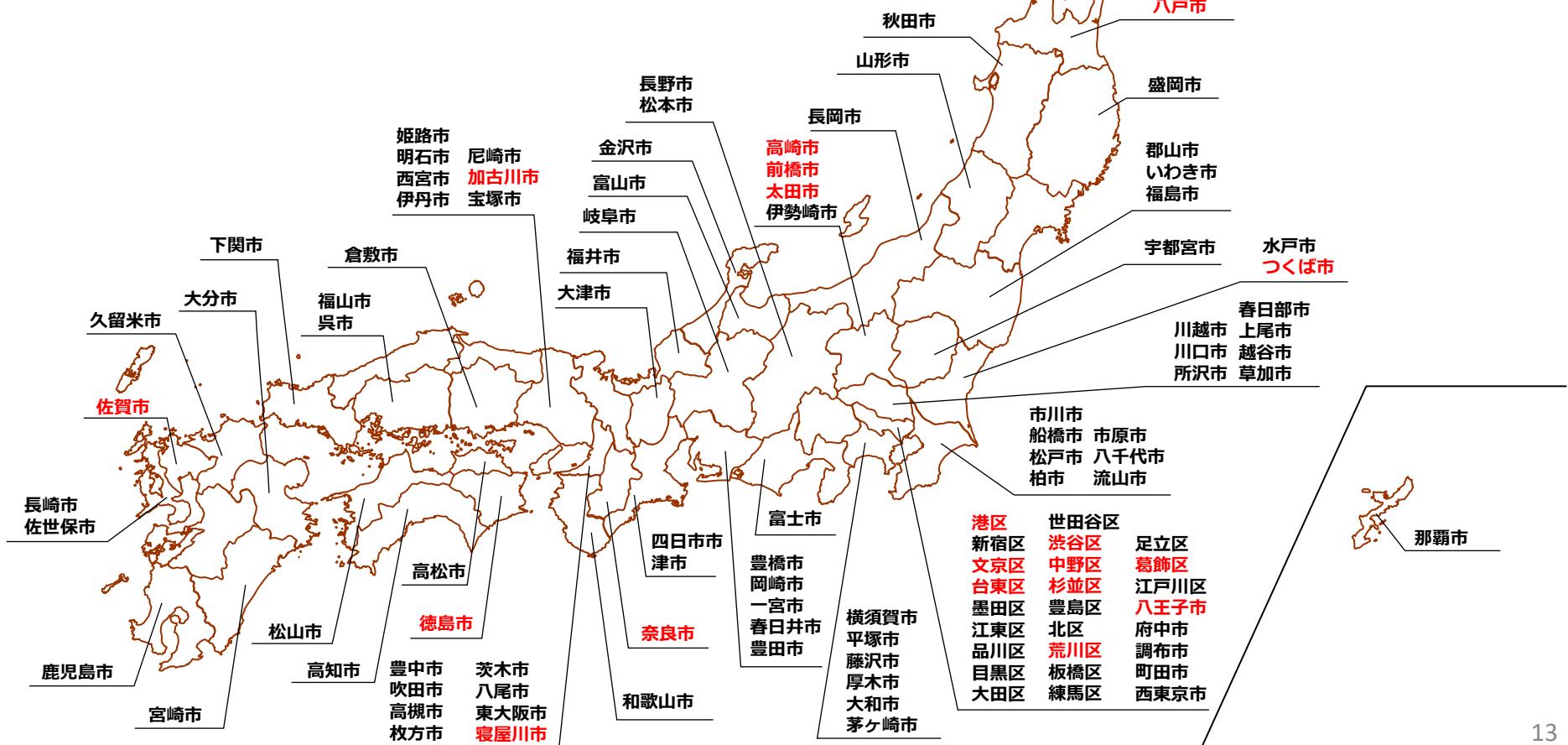
(参考)優先的検討規程の策定状況

人口20万人以上の団体（112団体）

※政令指定都市を除く

令和7年3月末時点

規程策定済の団体：92団体
規程未策定の団体：20団体



(参考)優先的検討規程の策定状況

人口10万人以上20万人未満の規程策定済団体 (93団体)

令和7年3月末時点

	団体名			団体名			団体名			団体名	
1	北海道	小樽市	26	千葉県	成田市	51	静岡県	沼津市	76	島根県	松江市
2		釧路市	27		佐倉市	52		三島市	77		出雲市
3		帯広市	28		習志野市	53		富士宮市	78	広島県	東広島市
4		苫小牧市	29		我孫子市	54		焼津市	79		廿日市市
5	岩手県	奥州市	30		鎌ヶ谷市	55		掛川市	80	山口県	宇部市
6	宮城県	石巻市	31		浦安市	56		瀬戸市	81		山口市
7	山形県	鶴岡市	32		武蔵野市	57		半田市	82		防府市
8	福島県	会津若松市	33		青梅市	58		豊川市	83		岩国市
9	茨城県	土浦市	34		昭島市	59		安城市	84		周南市
10		古河市	35	東京都	小金井市	60		小牧市	85	愛媛県	今治市
11	茨城県	取手市	36		小平市	61		稻沢市	86		新居浜市
12	栃木県	足利市	37		日野市	62		東海市	87		西条市
13		栃木市	38		東村山市	63	三重県	伊勢市	88	福岡県	飯塚市
14		佐野市	39		東久留米市	64		鈴鹿市	89	熊本県	八代市
15		小山市	40		多摩市	65	滋賀県	彦根市	90	大分県	別府市
16		那須塩原市	41	神奈川県	鎌倉市	66		長浜市	91	宮崎県	延岡市
17	埼玉県	熊谷市	42		小田原市	67		草津市	92	沖縄県	宜野湾市
18		狭山市	43		秦野市	68	京都府	宇治市	93		うるま市
19		戸田市	44		海老名市	69	大阪府	池田市			
20		入間市	45	新潟県	上越市	70		和泉市			
21		新座市	46	石川県	白山市	71		羽曳野市			
22		久喜市	47	山梨県	甲府市	72		門真市			
23		三郷市	48	長野県	上田市	73	兵庫県	三田市			
24		ふじみ野市	49	岐阜県	大垣市	74	鳥取県	鳥取市			
25	千葉県	木更津市	50		多治見市	75		米子市			

(参考)優先的検討規程の策定状況

人口5万人以上10万人未満の規程策定済団体 (41団体)

令和7年3月末時点

団体名			団体名			団体名			団体名		
1	北海道	恵庭市	11	埼玉県	和光市	21	岐阜県	中津川市	31	兵庫県	三木市
2		北広島市	12		八潮市	22		美濃加茂市	32		高砂市
3	宮城県	栗原市	13	千葉県	茂原市	23		可児市	33	奈良県	大和郡山市
4	山形県	酒田市	14		君津市	24	静岡県	袋井市	34		桜井市
5	福島県	須賀川市	15		四街道市	25		湖西市	35	岡山県	津山市
6	茨城県	笠間市	16		八街市	26		江南市	36	広島県	府中町
7		那珂市	17	東京都	国立市	27	愛知県	豊明市	37	福岡県	小郡市
8		神栖市	18	新潟県	柏崎市	28		愛西市	38	大分県	佐伯市
9	栃木県	鹿沼市	19	岐阜県	高山市	29	京都府	京田辺市	39	宮崎県	日向市
10		日光市	20		関市	30	大阪府	柏原市	40	鹿児島県	鹿屋市
									41		出水市

人口5万人未満の規程策定済団体 (42団体)

令和7年3月末時点

団体名			団体名			団体名			団体名		
1	北海道	中富良野町	12	茨城県	稲敷市	23	長野県	辰野町	33	徳島県	美馬市
2		白老町	13	群馬県	沼田市	24		白馬村	34	愛媛県	久万高原町
3	青森県	中泊町	14	埼玉県	小川町	25	静岡県	川根本町	35	高知県	南国市
4		東北町	15	東京都	瑞穂町	26	愛知県	高浜市	36	佐賀県	小城市
5	岩手県	平泉町	16	神奈川県	葉山町	27		岩倉市	37	熊本県	上天草市
6	宮城県	大河原町	17		寒川町	28	兵庫県	相生市	38	鹿児島県	曾於市
7		村田町	18	新潟県	粟島浦村	29	奈良県	広陵町	39		奄美市
8		亘理町	19	石川県	かほく市	30	鳥取県	智頭町	40	沖縄県	読谷村
9	福島県	会津坂下町	20	福井県	若狭町	31	島根県	安来市	41		嘉手納町
10		三島町	21	山梨県	丹波山村	32	山口県	萩市	42		久米島町
11	茨城県	高萩市	22	長野県	諏訪市						

募集期間※:令和8年1月8日～2月27日正午

※ 本募集は、令和8年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続を行うものです。したがって、国会における令和8年度予算成立が事業実施の条件となりますので、国会における予算審議の状況によっては、事業内容の変更等があり得ることをあらかじめ御了承ください。

概要

「優先的検討規程」とは、地方公共団体が公共施設の整備等を行う場合、自ら行う従来型手法に優先して、PPP/PFI手法の導入を検討することを定める規程

この規程の策定と、規程を運用して具体的な事業をPPP/PFI方式で進捗させる過程に対し、職員及び内閣府が委託して派遣するコンサルタントが助言・指導等して支援

支援内容**■ 支援対象**

優先的検討規程を令和8年度末までに策定予定又は策定済みで運用の改善を図ろうとする地方公共団体

※支援対象の選定では、(1)～(4)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価します。

(1) 人口20万人未満の地方公共団体 (2) 優先的検討規程が未策定の地方公共団体

(3) 分野横断型・広域型PPP／PFIを優先的に検討しようとする地方公共団体

(4) 今後速やかに府内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体的な事業がある地方公共団体

■ 具体的な支援事項(例)

○コンサルタントによる資料提供や助言、内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等により、地方公共団体が行う優先的検討規程の策定、あるいは、対象事業に関する優先的検討規程の運用の初期段階を実際に事業化することを念頭に支援

- ・ 優先的検討規程の策定・運用に関する助言
- ・ 他の地方公共団体が策定した優先的検討規程の優良事例に関する情報提供
- ・ 対象事業の類似事例におけるPPP/PFI手法の導入効果や特徴に関する情報提供
- ・ 優先的検討規程策定に関する府内勉強会等におけるPPP/PFIの基礎知識を始めとした講義対応
- ・ 対象事業の企画から事業者選定までの手順について、シナリオ・手順フロー図を作成するために必要な情報の提供 等

これまでの支援事例

府内勉強会における講義
西条市(愛媛県)
(令和5年度支援)



府内勉強会における講義
出水市(鹿児島県)
(令和5年度支援)

募集期間※:令和8年1月8日～2月27日正午

※ 本募集は、令和8年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようするため、予算成立前に募集の手続を行うものです。したがって、国会における令和8年度予算成立が事業実施の条件となりますので、国会における予算審議の状況によっては、事業内容の変更等があり得ることをあらかじめ御了承ください。

概要

高度な専門的検討を必要とする、公共施設等運営事業（コンセッション事業）、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標連動方式（アベイラビリティペイメント方式）による事業、ウォーターPPPによる事業等の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家等による助言や情報提供等の支援を実施

支援内容**■ 支援対象**

高度な専門的検討を必要とするPPP/PFI事業を実施しようとしている地方公共団体等
(代表例)

- ・公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（コンセッション事業）
- ・収益型事業（収益施設の併設・活用等事業収入等で費用を回収する事業）
- ・公的不動産利活用事業
- ・PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業
- ・指標連動方式（アベイラビリティペイメント方式）による事業
- ・ウォーターPPPによる事業

※支援対象の選定では、今後の展開が期待されるモデル性のある案件を優位に評価します。

※導入可能性調査開始前の検討段階の事業が対象です。

■ 具体的な支援事項（例）

○内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等のほか、支援対象事業を実現するために専門的検討が必要な課題について、高度な専門的知識を有する専門家が、参考となる情報提供や解決法策の検討に対する助言等を実施

- ・法令上の制約事項や会計・税務の制度等を踏まえた最適な事業スキームの検討に対する助言
- ・事業採算性の検証の実施に関する助言
(民間事業者ヒアリング、事業収支シミュレーションの実施等)

等

※対象事業の課題に応じた支援を実施します

これまでの支援事例

大阪市
(平成28年度支援)

設置者が「**地方独立行政法人**」となる場合の事業スキーム・運営体制について、
高度専門家より**法務的な知見**を整理

『大阪中之島美術館』

事業主体: 地方独立行政法人 大阪市博物館機構
事業方式: 公共施設等運営権（コンセッション）方式

- | | |
|--------|-----------------------------|
| H30.10 | 実施方針(案)公表 |
| H31.4 | 機構(地独)設立 |
| R1.6 | 実施方針公表
特定事業選定
事業者募集開始 |
| R2.4 | 事業者決定
実施契約締結 |
| R4.2 | 開館 |



出典: 大阪中之島美術館公式HP

民間資金等活用事業調査費補助金

概要

公共施設等運営事業等※を推進するため、地方公共団体に対し、公共施設等運営事業等の導入に係る検討に要する調査委託費を助成することにより、公共施設等運営事業等の案件形成を促進。

※公共施設等運営事業等とはPPP/PFI推進アクションプラン（令和6年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定）における「類型I：公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（コンセッション事業）」、「類型II：収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業」、「類型III：公的不動産の有効活用を図るPPP事業（公的不動産利活用事業）」又は「類型IV：サービス購入型などのPPP/PFI事業」をいう。

支援内容

■対象機関

公共施設等運営事業等を実施しようとする地方公共団体

■対象分野

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第二条各号に規定されている施設でかつ事業段階が早期である等のため所管省庁が明確でない事業、あるいは、複数の省庁に所管がまたがる事業

（例）公有地における何らかの公共施設整備、公営住宅と社会福祉施設との複合施設、体育館と運動公園の整備、上工下水道一体の管理等

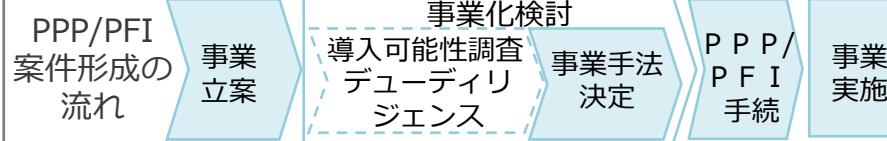
■調査内容

○導入可能調査

- ・公共施設等運営事業等の導入前に、公共施設等運営事業等導入の可能性、対象事業の範囲、官民のリスク分担、広域化等を検討

○デューディリジェンス

- ・公共施設等運営事業等の導入前に、対象施設や対象事業について、資産、法務、財務等の状況を調査するもの



■補助対象経費

調査費用のうち、コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費（委託費：原則1,000万円上限。都道府県・政令指定都市は公共施設等運営事業及び広域型PPP/PFI事業※を除き、補助率1/2、原則500万円上限。）

支援スキーム



これまでの支援事例

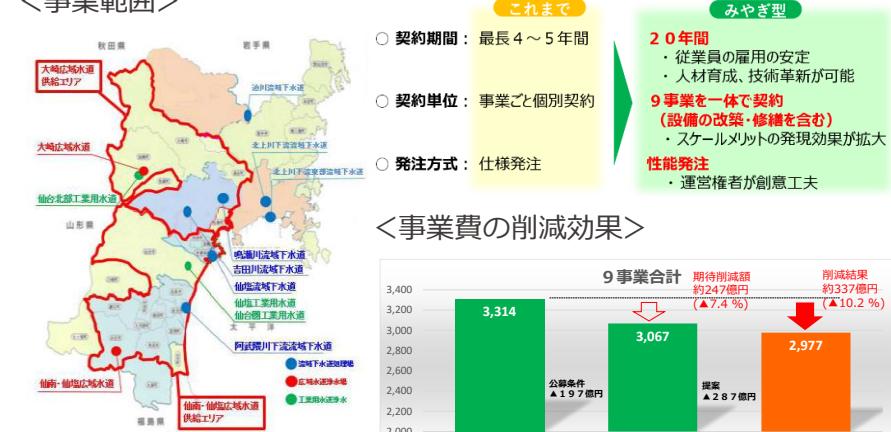
宮城県上工下水一体官民連携運営事業

宮城県は、水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業への公共施設等運営権制度の導入を検討する際に必要となる調査について、本補助を活用して導入可能性調査やデューディリジェンスを実施（H28年）

<事業経緯>

- R1.11 実施方針公表
- R3.3 運営事業者の選定
- R3.12 實施契約の締結
- 公共施設等運営権の設定
- R4.4 運営事業の開始

<事業範囲>



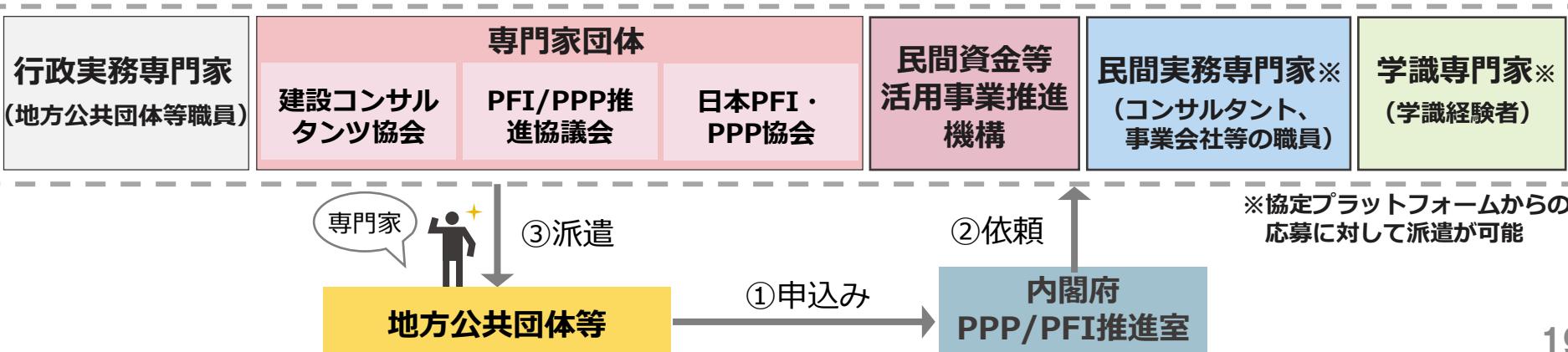
（出典）宮城県HP

PPP/PFI専門家派遣制度の概要

- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度。
- 制度運用を開始した平成23年度以降、派遣件数は令和6年度末までに延べ585件。
- 令和7年度より、内閣府及び国土交通省と協定を結んでいる地域プラットフォーム（以下、「協定プラットフォーム」という。）事務局からの依頼に応じて派遣できる専門家を拡充。

【制度の概要】

- 地方公共団体等からの依頼内容に応じて適切な専門家を選定し、1回につき半日程度で派遣（内容に応じて複数回の派遣も可能）。
- 通年で申込を受付けており、派遣費用（旅費、謝金）は内閣府が負担。
- 専門家の派遣は、行政実務専門家（地方公共団体等職員）、専門家団体（コンサルタント等）、民間資金等活用事業推進機構の中から選択が可能。協定プラットフォームからの応募の場合、民間実務専門家名簿又は学識専門家名簿に記載された専門家からの選択も可能。
- 専門家は、専門的な立場から、講演、事業手法に関する助言等を実施。
(PPP/PFI事業に係る依頼内容の例)
 - ・制度概要、事例紹介、事業推進方法等に関する講演
 - ・事業の案件形成、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会対応、庁内合意形成に関する相談
 - ・金融、ファイナンスに関する相談
 - ・地域プラットフォームの形成・運用、優先的検討規程の策定・運用に関する相談
 - ・首長、地方議会の理解促進等を図る取組に関する相談
 - ・民間提案制度に係る受け入れ体制構築・インセンティブ付与方法・審査方法に関する相談



地方議会の理解促進等を図る取組へのPPP/PFI専門家派遣制度の活用事例

- 日野市議会事務局よりPPP/PFI専門家派遣制度を活用したいとの依頼があり、日野市議会議員が参加するPPP/PFI研修に日本PFI・PPP協会の植田会長を専門家として派遣した。
- 研修では、植田会長より「PPP/PFI 推進の必要性・メリット」について講義してもらうとともに、内閣府から「PPP/PFI推進の最近の動向等」について説明し、その後、意見交換を実施した。
- 受講者した議員の約96%が「研修は有意義だった」と事後アンケートで回答（回答数22名）するなど、研修は地方議会議員のPPP/PFIに関する理解度向上につながった。

研修の内容と開催状況

日 時：令和6年10月24日(木)13時30分～15時30分

場 所：日野市議会本会議場

受講者：日野市議会議員23名、日野市職員 5名

(研修内容)

1. PPP/PFI 推進の必要性・メリット（講義）

講師：特定非営利活動法人 日本PFI・PPP協会
会長兼理事長 植田 和男氏

2. PPP/PFI推進の最近の動向等（講義）

講師：内閣府民間資金等活用事業推進室
企画官 鈴木 祥弘

3. 質疑応答・意見交換



▲植田会長の講義状況



▲内閣府の講義状況

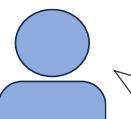
主な意見交換の内容

(質問) 市役所の組織内にPPP/PFIに関する専門知識やノウハウを蓄積する有効な方法をアドバイスいただきたい。

講師の回答

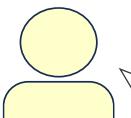
- ・案件ごとの担当者だけでなく、PPP/PFIの担当課にノウハウ等が蓄積される仕組みづくりが必要。
- ・行政は従来業務の延長線上で仕事する性質があるため、例えば、公共施設マネジメント課などに組織名を変更し、それと同時に新たなミッションを付加するのが有効である。

研修後の受講者の声



市議会議員

- ・PPP/PFIの基礎的な考え方や先進事例を知ることができて有意義だった。
- ・手法ではなくまず課題に着目し、どのような手法が活用できるか検討することが大切だとわかった。



市職員

- ・行政と議会の目線を合わせという意味で有意義だったと思う。
- ・この取組により、PPP/PFIについての議会でのやりとりがよりスムーズになるのではないか。

PPP/PFI事業実施にあたり専門家派遣を活用した事例

学校給食センター

学校給食センター整備運営事業

- ・A市では、従来の学校給食センターの機能に加え、市民の健康増進及び地元食材PRに資する事業者による食育レストラン（自主事業）を展開。
- ・本事業については、平成23年度に内閣府の専門家派遣を通じて、基礎知識の習得を含む給食センター整備運営へのPFI手法導入支援を行い、その後、市は検討を進め、平成25年度末に実施方針の公表を行うに至った。



スポーツ施設
-体育館-

市民体育館再整備事業

- ・B市では、体育館施設の老朽化と耐震化および多様な市民ニーズへの対応といった課題を解決するため、民間ノウハウを活用し、効果的・効率的な事業運営を実施することを決定。
- ・本事業については、平成27年度に内閣府の専門家派遣を通じて、基礎知識の習得・府内の検討体制構築等の観点からPFI手法導入支援を行い、その後、市は検討を進め、平成31年2月に実施方針の公表を行うに至った。



まちづくり

駅前地区土地活用事業

- ・C市では、新幹線開業に向け駅前公有地を活用し、民間企業と共に、ホテル、飲食・物販テナント、子育て支援施設、本を核とした知育・啓発施設、広場公園を官民連携事業として複合的に整備し令和4年9月に開業した。
- ・本事業については、平成28年度に内閣府の専門家派遣を通じて、サウンディング調査の流れや実施方法について支援を行った。



【写真はイメージです。】

PPP/PFI事業実施にあたり複数回の専門家派遣を活用した事例

廃棄物
処理施設

廃棄物処理施設整備運営事業

- ・D市は、循環型社会に適した処理システムを確立し、民間事業者の創意工夫による財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上を目的に事業化を決定。
- ・本事業については、専門家派遣を通じて、平成24年8月にPPP/PFI事業スキームの検討支援を行い、同年12月に民間事業者のインセンティブ確保等に関する検討支援を実施。その後、市は検討を進め、平成26年12月に実施方針の公表を行うに至った。



まちづくり

駅前再開発事業

- ・E市では、商業・行政機能が集積する駅周辺を事業計画地と定め、交流都市拠点形成を目的に民間ノウハウを活用し、効果的・効率的な事業運営を実施することを決定。
- ・本事業については、内閣府の専門家派遣を通じて、平成24年度に基礎知識の習得・事業スキーム等の観点からPFI手法導入支援を行い、平成25年度に市が検討したVFMの妥当性検討支援を実施。その後、市は検討を進め、平成26年4月に実施方針の公表を行うに至った。



スポーツ施設
-体育館-

市民体育館整備運営事業

- ・F市では、老朽化と耐震化、多くの市民が利用可能となるバリアフリー化および新たなスポーツ競技受入れに対応することを目的に事業化を決定。
- ・本事業については、内閣府の専門家派遣を通じて、平成25年度に2回の基礎知識の習得・基本計画の策定方法等の観点からPFI手法導入支援を行い、平成26年度には導入可能性調査の実施に必要な検討を支援。その後、市は検討を進め、平成28年5月に実施方針の公表を行うに至った。



【写真はイメージです。】

民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構)

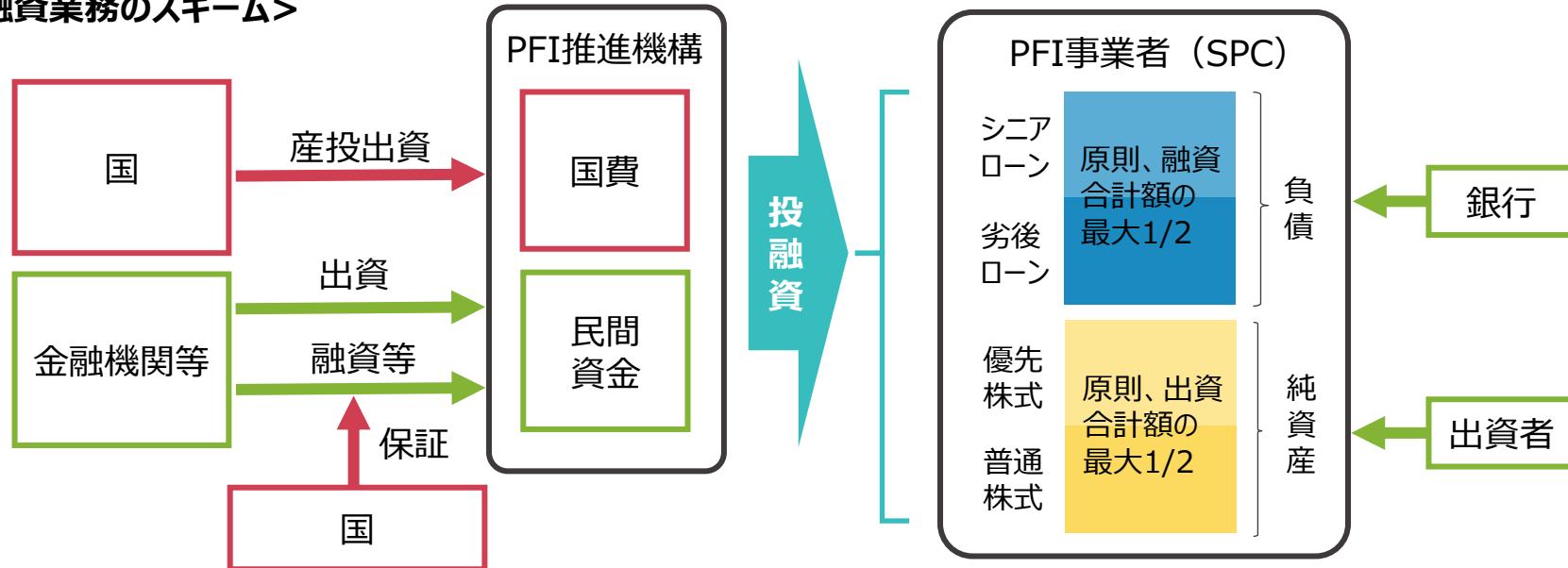
○PFI推進機構は、PFI法に基づきPFI事業の推進を目的として時限的に設立された官民ファンド。

- ①PFI事業（独立採算型及び混合型）に対する投融資や、
- ②地方公共団体等に対する案件形成支援、地域金融機関に対するファイナンス組成のアドバイス等を行う。

<会社概要>

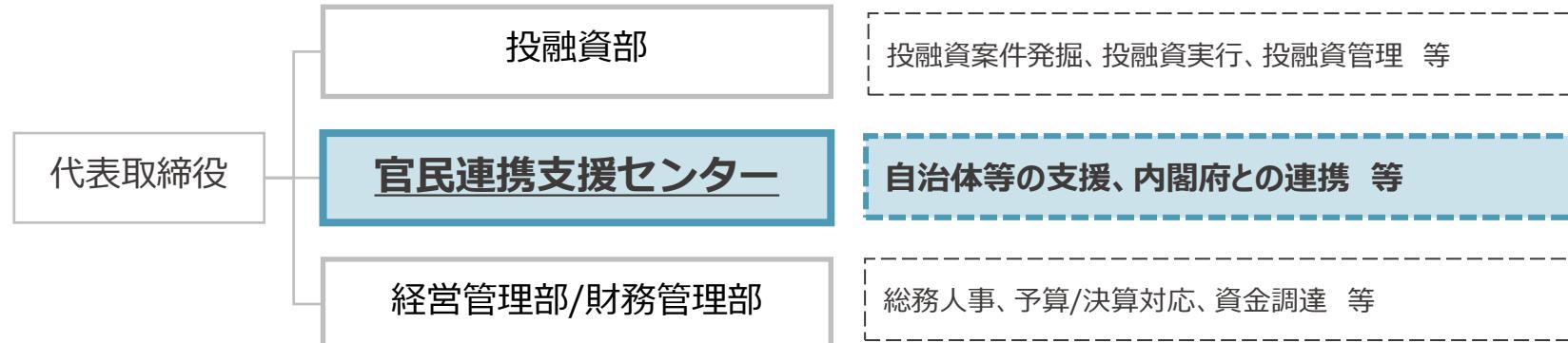
設立	平成25年（2013年）10月7日（平成25年PFI法改正により設立）
存続期間	設立後20年間 ※令和14年度末（2033年3月末）を目途に業務を終了
所在地	東京都千代田区大手町1丁目6番1号 大手町ビル8F
資本金等	200億円（政府（産業投資）100億円、民間100億円）
代表取締役会長兼社長	高橋 洋
役職員数	26名（役員7名、職員19名）（令和7年9月末時点）
支援決定件数	64件（令和7年9月末時点）
支援決定金額	約1,446億円（令和7年9月末時点）

<投融資業務のスキーム>



PFI推進機構に設置した官民連携支援センター

- 令和4年のPFI法改正を契機とし、令和6年5月に組織改編を行い、**官民連携支援センターを設置**し、**地方公共団体等に対する案件形成の支援機能を強化**。
- 令和7年度からは、**ウォーターPPPに係る案件形成の支援**に向けて体制を強化。



- 地方公共団体等の官民連携の検討・実施を、内閣府と連携して豊富なネットワークでサポート
- 事業構想の前段階から事業開始に至るまで、幅広く要望に対応

STEP 01

目的整理・検討準備

- PPP/PFIの基礎知識を得たい
- 庁内の課題整理をしたい
- 庁内勉強会を開催したい
- 優先的検討規定の策定や運用のアドバイスがほしい
- 庁内の体制構築、予算や議会対応についてアドバイスがほしい

STEP 02

事業構想・課題整理

- 官民連携の事例について知りたい
- 基本構想や基本計画の策定を支援してほしい
- 簡易な導入可能性調査を支援してほしい
- 官民連携の経験者(自治体担当者)を紹介してほしい
- 興味のある民間事業者、地場金融機関の意見を聞いてみたい
- リスク分担や契約書などについてアドバイスがほしい
- 外部有識者としての客観的な意見がほしい

STEP 03

手法比較検討・選定

STEP 04

公募準備以降

- 議会対応や庁内手続についてアドバイスがほしい
- 審査員選定のアドバイス、紹介をしてほしい
- 公共アドバイザーの候補となるコンサルを紹介してほしい

PFI推進機構に設置した官民連携支援センター

□地方公共団体への支援の例

対象先	事業分野	サポート内容
自治体A（関東）	文化社会教育	担当者に向けてPPP/PFIの基礎や事業手法について説明 庁内上層部への説明資料作成支援
自治体B（九州・沖縄）	文化社会教育	庁内向け勉強会にてPPP/PFIの導入事例紹介 民間事業者との意見交換をアレンジ
自治体C（中部）	行政（庁舎・宿舎等）	PFIの基礎知識・導入事例について説明 地域金融機関との意見交換をアレンジ
自治体D（中部）	経済地域振興	地域プラットフォーム事務局との意見交換をアレンジ
自治体E（北海道・東北）	経済地域振興	庁内向け勉強会の実施 コンサル会社との意見交換、民間事業者との意見交換をアレンジ
自治体E（近畿）	環境衛生	コンサル会社との意見交換をアレンジ
自治体F（中部）	文化社会教育	内閣府による補助事業の説明 庁内向け勉強会の実施
自治体G（九州・沖縄）	環境衛生	庁内における簡易VFM試算を支援
自治体H（中国）	文化社会教育	事業手法の選択についてアドバイス・情報提供
和歌山県、北海道、千葉県など	全般	セミナー講演やサウンディングのファシリテーターを実施

□お問合せ先

右記の担当者まで、お気軽にご連絡ください！

PFI推進機構 官民連携支援センター

中嶋 善浩 ☎080-9087-5464
✉yoshihiro.nakajima@pfipcj.co.jp

野村 直弘 ☎080-9087-5462
✉naohiro.nomura@pfipcj.co.jp

加藤 侑真 ☎070-2199-1813
✉yuma.kato@pfipcj.co.jp

PPP／PFI事業優良事例表彰の創設

- PPP/PFI推進アクションプランに基づき、内閣府特命担当大臣による表彰制度を新設し、令和6年1月から公募を実施。
※ PPP/PFI事業の先導的な優良事例等を表彰し、以て推進の機運醸成を図ることを目的とする。
※ 内閣府において1次選考を実施した後、選考委員会による評価項目に基づく審査・選考を経て表彰。
- 内閣府特命担当大臣等による第1回表彰式を令和6年6月28日に開催。

参考:「PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)」

2. PPP／PFIの推進施策

(2) 地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援

PPP／PFIが自律的に展開する基盤の形成に向けて、優先的検討規程の策定・運用の支援とともに、優良事例の表彰など機運醸成に資する取組を促進する。

iii) 首長、地方議会等の機運醸成に向けた情報提供等

④ PPP／PFI事業の中から先導的な優良事例等を選定し、国が表彰する制度を創設する。(令和4年度開始)<内閣府>

【表彰効果】 自治体・民間の更なる創意工夫、活用地域の拡大、活用対象の拡大

【表彰の種類】 大臣賞（内閣府特命担当大臣表彰 各部門1件）

優秀賞（内閣府政策統括官（経済社会システム担当）表彰 各部門1件程度）

特別賞（選考委員会表彰 各部門1件程度）

【表彰部門】 人口20万人以上の地方公共団体、国等で事業化された事例部門

人口20万人未満の地方公共団体で事業化された事例部門

【表彰対象】 PPP/PFI事業及びその事業契約等の契約主体（地方公共団体等及び民間事業者）

※公共施設等の供用開始後あるいは維持管理・運営等開始後の事業が対象

※連名による応募のみ

【評価項目】 先導性、汎用性、継続性、有効性

【第一回表彰】 応募期間：令和6年1月31日（水）～令和6年3月29日（金）正午

表 彰 式：令和6年6月28日（金）

※特別賞は「分野横断型・複数施設型及び広域型の取組」に関するPPP/PFI事業を優先して選考

掲載先URL：https://www8.cao.go.jp/pfi/hyosho/yuryojoirei_index.html

第1回「PPP／PFI事業優良事例表彰」受賞事業

○第1回「PPP/PFI事業優良事例表彰」において、

公募の結果、合計63件（部門A:21件、部門B:42件）の応募があり、大臣賞、優秀賞及び特別賞の計10件の受賞事業を決定しました。

○各受賞事業の概要は、内閣府PPP/PFI推進室HPを参照のこと。

URL : https://www8.cao.go.jp/pfi/hyosho/yuryojirei_index.html

＜大臣賞＞

事業名	地方公共団体等名	部門名
宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）	宮城県	部門A
旧苅田家付属町家群活用事業（城下小宿 糸や）	岡山県津山市	部門B

＜優秀賞＞

事業名	地方公共団体等名	部門名
南紀白浜空港民間活力導入事業	和歌山県	部門A
鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糀町庁舎整備等事業	鳥取県 鳥取県米子市	部門A
伊達市学校給食センター整備運営事業	北海道伊達市	部門B
妙高市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括的民間委託	新潟県妙高市	部門B
飯綱山公園官民連携魅力向上事業	長野県小諸市	部門B

＜特別賞＞

事業名	地方公共団体等名	部門名
長井海の手公園等交流拠点機能拡充事業	神奈川県横須賀市	部門A
三条市社会資本に係る包括的維持管理業務（嵐北地区）	新潟県三条市	部門B
金谷地区生活交流拠点整備運営事業	静岡県島田市	部門B

※ 部門A：人口20万人以上の地方公共団体、国等で事業化された事例部門

部門B：人口20万人未満の地方公共団体で事業化された事例部門

PPP/PFIに関するお問合せについて

PPP/PFI事業の実務に関するご質問、お問合せに内閣府PPP/PFI推進室が対応します

連絡先：内閣府PPP/PFI推進室

受付フォームはこちら⇒<<https://form.cao.go.jp/pfi/opinion-0028.html>>

※電話によるお問合せも可能です。 03-6257-1655（直通）

○問い合わせいただいている主な質問の例

1. PPP/PFI全般

- ・コンセッションについて教えてほしい。
- ・〇〇（例：学校空調整備）を検討しているがPPP/PFIの類似事例を教えてほしい。

2. PFI法関連解釈

- ・地方自治法に基づく債務負担行為の設定はいつまでに議決をとれば良いのか。
- ・〇〇（例：温泉施設）はPFI法2条の公共施設等に該当するか。

3. PPP/PFI支援措置

- ・PFI事業は補助金の対象になるのか。
- ・PPP/PFI専門家派遣支援を受けられないか。

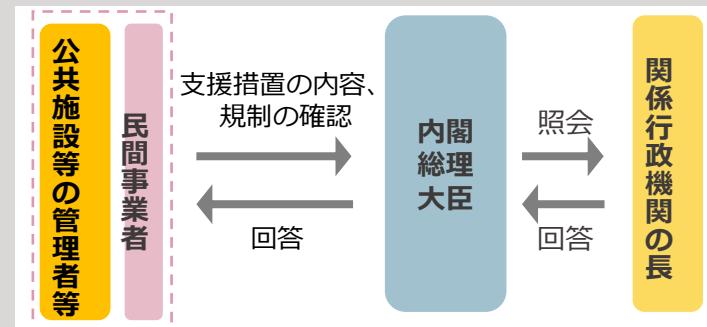
4. PPP/PFI優先的検討規程

- ・優先的検討規程の事業費基準はどのように解釈するのか。
- ・簡易な検討で用いるVFM算出シートの使い方を教えてほしい。

必要に応じて、行政、金融、法律、会計、コンサルタント等各分野の専門家及び関係省庁の意見も確認します

● ワンストップ窓口制度

- ・地方公共団体、PPP/PFI事業を実施し、もしくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、規制適用の有無、支援措置適用の有無について、書面にて確認を求めるができるようになりました。
- ・内閣総理大臣はお問い合わせに対し、必要に応じて関係行政機関の長に確認の上、書面にて回答します。



PFI事業基礎データベースの公表(令和8年1月)

〇PFI事業促進を目的として、情報を一元化したPFI事業基礎データベースを公表。

(令和7年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施主体から公表可能として情報提供等あったもの。)

PFI事業 基礎データベース

PFI事業促進を目的として、情報を一元化し、「PFI事業 基礎データベース」を作成しました。掲載している情報は、令和7年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施主体から公表可能として情報提供等あったものです。

● [PFI事業 基礎データベース\(Excel形式:391KB\)](#)

データ項目(例)

- ・事業分野
- ・事業手法
- ・事業スケジュール
- ・事業者(代表企業、構成企業等)
- ・契約金額
- ・VFM 等

https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jigyou/jigyou_index.html

①事業名・事業主体			③事業内容									
項目番号	1-1.事業名	1-2.事業主体	2-1.管理者種別	2-2.自治体コード	3-1.事業地点	3-2.施設用途(主)	3-3.事業分野(主)	3-4.施設用途②	3-5.事業分野②	3-6.施設用途③	3-7.事業分野③	
338	中央合同庁舎第8号館整備等事業	国土交通省 内閣府	①国	-	東京都千代田区	庁舎	⑥行政	なし	非該当	なし	非該当	
762	内閣府新庁舎(仮称)整備等事業	国土交通省 内閣府	①国	-	東京都千代田区	庁舎	⑥行政	なし	非該当	なし	非該当	

④事業の特徴(事業手法・他の事業手法・事業者の収入)					⑤事業の経過・スケジュール							⑥事業者(落札者)			
4-1.事業手法	4-2.PFI方式以外の事業手法の有無・内容	4-3.事業者の収入① サービス対価(発注者からの対価)	4-4.事業者の収入② 利用者等からの収入 (要求水準として内容指定)	4-5.事業者の収入③ 利用者等からの収入 (任意)	4-6.任意事業の内容	5-1.実施方針(案)/ 実施方針公表日	5-2.特定事業選定日	5-3.契約締結日	5-4.供用開始日	5-5.契約終了日	5-6.運営権開始日	5-7.運営権終了日	6-1.事業者 (代表企業)	6-2.事業者 (その他構成企業)	6-3.事業者 (協力企業)
・BTO	・行政財産の使用許可	○	○	×	非該当	2009/4/13	2009/6/16	2010/2/17	2014/4/1	2024/3/31	非該当	非該当	・清水建設株式会社	・太ビルサービス株式会社	・株式会社日建設計 ・東日本電信電話株式会社
・BTO	・行政財産の使用許可	○	○	×	非該当	2019/11/25	2020/4/6	2021/1/29	2025/10/1	2040/3/31	非該当	非該当	・清水建設株式会社	・株式会社日建設計 ・株式会社ニコクトラスト	・株式会社ニコクトラスト

国による支援事業の公表(令和7年6月)

○内閣府および関係省庁では地方公共団体等におけるPPP/PFIの導入と案件形成を促進するため各種支援事業を実施している。各府省庁の支援事業周知を目的として、支援概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を公表。(※各支援事業により、通年または特定の時期の実施、今年度当初予算では計上されていないなどがある。)



国による支援事業

内閣府のみならず関係省庁のPPP/PFIに係る支援事業について更なる周知を図り

PPP/PFIの導入促進と案件形成を一層促進する目的から、各府省の支援事業概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を作成しました。積極的にご活用いただき、更なるPPP/PFI導入と案件形成の促進に役立てていただければと存じます。

※各支援事業については、通年で実施するもの、特定の時期に実施する、今年度当初予算では計上されていないものがそれぞれありますので、各支援事業の詳細については担当府省庁にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

- 令和7年度 国による支援事業の概要(PDF形式:349KB) [閲覧](#)
- 令和7年度 国による支援事業リスト(Excel形式:44KB) [閲覧](#)

データ項目（例）

- 支援対象
- 支援対象とする事業段階
- 支援内容（概要、補助率等）
- 問合せ先 等

https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html

国による支援事業の概要（内閣府） 1/2

令和7年5月30日現在

企画・立案 導入可能性調査 アドバイザリー 設計 建設 維持管理・運営 その他

① 地域プラットフォーム形成支援
(PPP/PFI推進室)

② 優先的検討規程
運用支援
(PPP/PFI推進室)

番号	府省庁	事業名等	支援対象		支援対象とする事業段階						
			支援対象者	事業分野/対象施設	全般	企画・立案	導入可能性調査	アドバイザリー	設計	建設	維持管理・運営
1	内閣府	地域プラットフォーム形成支援	・地方公共団体等 ・地方公共団体等を構成員として含む構成体	・特になし	○						

支援内容				問合せ先		
補助率等	概要	URL	担当部署・課	電話番号	e-mail（任意）	
内閣府が費用を負担	・内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るために、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場（地域プラットフォーム）の形成や運営を年間を通して支援	https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html	内閣府民間資金等 活用事業推進室 (PPP/PFI推進室)	03-6257-1655		

ご清聴ありがとうございました。



内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PPP/PFI推進室)

〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎中央合同庁舎第8号館14階

TEL : 03-6257-1655
FAX : 03-3581-9682
URL : <http://www8.cao.go.jp/pfi/>

